麻績村狩猟免許取得・維持事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　　この要綱は、野生鳥獣による農林水産物に対する獣害を未然に防除し、農業生産、漁業生産及び林業生産の安定と品質向上を図ることを目的に、個人が獣害防除対策狩猟免許の取得又は維持に際し要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、麻績村補助金等交付規則（昭和48年麻績村規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　　この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

1. 狩猟免許とは、網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟に対する免許をいう。
2. 取得に関わる経費とは、免許取得時に要した講習会費用、試験手数料についていう。
3. 維持に関わる経費とは、免許維持に要する登録料、狩猟税、保険料についていう。

（交付対象の要件）

第３条　　この要綱における補助金を受ける場合は、次の要件を備えるものとする。

1. 麻績村内に在住するもので狩猟者登録が可能なものであり、村へ納付すべき税金及び料金について未納がないこと。
2. 大日本猟友会の狩猟者共済に加入している、若しくは加入が可能なものであること。
3. 塩筑猟友会に加入し、麻績村内において申請から起算し、３年以上の活動が可能なものであること。

（対象経費及び補助金率等）

第４条　　補助金交付の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。

（交付の申請等）

第５条　　補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、麻績村狩猟免許取得・維持事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

　　　２　申請者が前項の申請内容を変更、又は中止する場合は、麻績村狩猟免許取得・維持事業変更申請書（様式第２号）に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第６条　　村長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、麻績村狩猟免許取得・維持事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第３－１号）により補助額を交付決定し、不適当と判断した際には、麻績村狩猟免許取得・維持事業補助金交付（変更）却下通知書（様式第３－２号）により通知するものとする。

　　　２　村長は、交付決定に際して補助金交付の目的を達成するため必要があると認めたその他事項について、条件に付することができる。

（実績報告及び請求等）

第７条　　申請者は補助事業が完了したとき、麻績村狩猟免許取得・維持事業実績報告書（様式第４号）に必要な書類を添えて村長に報告しなければならない。

２　村長は、前項の実績報告書を受理したとき、所定の検査を行い、麻績村狩猟免許取得・維持事業補助金交付確定通知書（様式第５号）により、補助金の交付を確定するものとする。

３　申請者は、前項の補助金額の確定に基づき、麻績村狩猟免許取得・維持事業請求書（様式第６号）を提出しなければならない。

（交付の取消等）

第８条　　村長は、補助金交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

1. 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
2. 申請者が、狩猟免許の取得又は維持において申請内容に反するとき。
3. その他不正行為があったとき。

（その他）

第９条　　この要綱の施行に際し、必要な事項はその都度、別に定める。

　　２　　申請者は、様式第１号、第２号及び第４号について、自書により署名する場合に限り、押印を省略することができる。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日以降の申請に適用する。

別表　補助金交付の対象となる経費及び補助率表　（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象となる経費 | 補助率 | 備考 |
| 狩猟免許の新規取得に関わる経費 | １０分の１０以内 | 取得に関する補助は免許種ごとに1度のみ補助対象とする。同時に複数種の免許を取得した場合、経費の最も多い免許Ⅰ種の経費を対象とする。医師による診断書作成に係る費用は補助の対象外とする。 |
| 狩猟免許既保持者による別種狩猟免許の取得に関わる経費 |
| 免許の維持に係る経費（登録料及び狩猟税・保険料） | １０分の５以内 | 免許の維持に係る補助は免許取得年から起算し、３年間を補助対象とする。複数種の免許を維持する場合、その全てを補助対象とする。 |
| その他村長が必要と認める事業に要する経費 |  | その都度村長が定める。 |